

し ひろ かな こ けんりじょうやく  
＜知ろう、広げよう、叶えよう 子どもの権利条約＞

こ けんりじょうやく  
子どもの権利条約って なんだろう？

どんな 子どもでも、

●おなかが すいたときは ちゃんと ご飯を 食べられる、●のどが かわいたら きれいな 水を 飲める、●眠たいときは 安心して いられる 家の中で 暖かいおふとんで寝られる、●病気の時は お医者さんに みてもらえる…かな？ ●子どもが おとなに 聞いて ほしいことが あったとき、おとなは ちゃんと聞く 時間をつくって 子どもの話を 聴く。

どんな 子どもでも こういう暮らしが できて 幸せで いられる、そして 学校に 行って 友だちと勉強したり、好きな場所で 遊んだり できて 当たり前。

そういう 暮らしが できることを 《子どもの権利》が 守られている というんだ。

あなたは ちゃんと 子どもの権利が 守られて いるかな？

子どもの権利を 守るのは おとなの 責任だ。でも、もし あなたの 権利が 守られていなかったら、あなたは 困っていることを おとなに 伝え、どうすれば あなたの権利が 守られるかを あなたも おとなと いっしょに 考えて できることは やって いくことが 大事だ。

みんなに 知ってほしい <子どもの権利を 社会で 守るために 必要なこと>

いま、おとなたちは、どうすれば すべての 子どもの権利が 守られているような 社会に していけるかを 考えているんだけど、子どもの あなたも いっしょに 考えて いこうよと 誘おうと しているんだ。  
いっしょに やって くれるかな？

# 1. 子どもの権利条約を日本や世界の中で広める

① 子どもから おとなまで、みんなが子どもの権利条約を知っていること。

毎日の生活の中で「子どもの権利」が守られているのか みんなが考えるようにするんだ。

② 子どもたちが いつもいる場所 で子どもの権利条約を知ったり学んだりできるようにすること。

先生、職員やおとなは、子どもが権利をもっていることを、きちんとわかるようにすること。

権利をもっているのは、おとなだけじゃないんだ。

★「いつもいる場所」というのは、たとえば、

はいくえんや ようちえん、こどもえん・学校

学校ではない、子どもたちがすごしている「いばしょ」（フリースクール、塾、学童保育所、あそびば、プレーパーク、子どもしよくどう など）

子どもたちが暮らす しせつ など

## （どんなことが できるか）

・子どもの権利条約を紹介する。学ぶ・知る。



<だれに>

子どもに

先生や職員、おとなにしごとをはじめる前の人に

親に  
親になる人に

<どこで・どうやって>

学校で

しせつで

勉強会で

母子(父子)  
健康手帳で

教科書で

生徒手帳・プリントで  
子どものけんりノートで

SNSで

子どものけんり週間や  
祝日・記念日に

イラスト作

坂倉 柚奈 さん

みんなに <sup>し</sup>知ってほしい <子どもの<sup>けんり</sup>権利を <sup>しゃかい</sup>社会で<sup>まも</sup>守るために <sup>ひつよう</sup>必要なこと>

## 2. 子どもの<sup>けんり</sup>権利が うばわれている 子どもが ひとりも いないように する

③ 子どもへの いろんな<sup>さべつ</sup>差別を なくすために できることを <sup>かんが</sup>考え やっていくこと。

→おとなが、「子どもだから～」「子どものくせに」と言ったり <sup>き</sup>決めつけるのも  
<sup>さべつ</sup>差別の中の <sup>なか</sup>ひとつ。

④ 子どもたち みんなが、<sup>がっこう</sup>学校でも、<sup>がっこう</sup>学校ではないところでも <sup>じぶん</sup>自分にとって いい  
<sup>ほうほう</sup>方法で <sup>きょういく</sup>教育を うけることができるように すること。

⑤ 子どもの力では どうにもできない <sup>こま</sup>困ったことが <sup>お</sup>起きて <sup>けんり</sup>子どもの権利を うばわ  
れてしまった 子どもたちを しっかり <sup>さ</sup>さえること。

★「<sup>こま</sup>困ったこと」というのは、

たとえば、

- ・お金の<sup>かね</sup>ことで <sup>あ</sup>ほかの人に <sup>まえ</sup>ための <sup>あ</sup>当たり前が <sup>あ</sup>できていない
- ・いろいろな<sup>ぼうりょく</sup>暴力や<sup>きんぐたい</sup>虐待、いやなことを <sup>あ</sup>されている
- ・<sup>じしん</sup>地震や<sup>たいふう</sup>台風・<sup>う</sup>ごう雨などの<sup>さいがい</sup>災害に <sup>あ</sup>った
- ・<sup>い</sup>生きることが <sup>たの</sup>楽しくない、<sup>せいかつ</sup>つらいと<sup>なか</sup>生活の中で<sup>かん</sup>感じる、<sup>あ</sup>きらめる など

### (どんなことが できるのか)

・フリースクールなど<sup>がっこう</sup>学校ではない「いばしょ」で<sup>まな</sup>学ぶことを、<sup>まも</sup>もっと<sup>まも</sup>守ってもらえるようにする。そ  
の人が <sup>お</sup>そうしたいと <sup>おも</sup>思っていないのに <sup>がっこう</sup>学校に行けなくなることが <sup>い</sup>なくなるように、<sup>いま</sup>今の  
<sup>がっこう</sup>学校・<sup>きょういく</sup>教育の <sup>きま</sup>決まりを <sup>み</sup>見直す。

・日本に住む<sup>す</sup>、<sup>がいこく</sup>外国と <sup>つ</sup>つながりのある <sup>す</sup>すべての 子どもが、<sup>にほんご</sup>日本語と <sup>ぶんか</sup>日本の <sup>ぶんか</sup>文化だけでは  
なく、<sup>おや</sup>親から <sup>う</sup>受けつぐ <sup>ことば</sup>言葉や <sup>ぶんか</sup>文化も <sup>たいせつ</sup>大切にして <sup>きょういく</sup>教育を <sup>う</sup>受けることができるようにする。  
(でも <sup>けんり</sup>子どもの権利を <sup>う</sup>うばっては いけない)

・<sup>しょうがい</sup>しょうがいがある 子どもや、<sup>たす</sup>いろんな <sup>ひつよう</sup>助けが <sup>ひつよう</sup>必要な 子どもが、<sup>みんな</sup>みんなと <sup>いっしょ</sup>いっしょに  
<sup>まな</sup>学べるように、<sup>ひつよう</sup>必要な <sup>たす</sup>助けを <sup>う</sup>受けることができるようにする。

みんなに <sup>し</sup>知ってほしい <子どもの<sup>けんり</sup>権利を <sup>しゃかい</sup>社会で<sup>まも</sup>守るために <sup>ひつよう</sup>必要なこと>

### 3. 子どもへの暴力を <sup>ぜったい</sup>ぜったいに <sup>ゆるさない</sup>ゆるさない<sup>しゃかい</sup>社会をつくる

⑥ 子どもへの<sup>ぼうりよく</sup>暴力をなくすために <sup>できる</sup>できることを <sup>かんが</sup>考えて <sup>やっ</sup>やっていくこと。

「<sup>ぼうりよく</sup>暴力」には <sup>かたち</sup>いろいろな形があるんだ

<sup>ぎゃくたい</sup>虐待や<sup>たいばつ</sup>体罰や <sup>いじめ</sup>いじめなど、<sup>なぐる</sup>なぐる <sup>ける</sup>ける、<sup>こころ</sup>心を <sup>きず</sup>きずつける <sup>こと</sup>ことを <sup>い</sup>言ったり  
<sup>したり</sup>したり <sup>する</sup>すること

子どもの <sup>きもち</sup>気持ちを <sup>かんが</sup>考えない<sup>しど</sup>指導

<sup>いや</sup>いやがらせ、<sup>むし</sup>無視

<sup>いや</sup>いやらしいことを <sup>い</sup>言ったり <sup>したり</sup>したり <sup>する</sup>すること など

⑦ 子どもは、<sup>かたち</sup>どんな形の<sup>ぼうりよく</sup>暴力でも <sup>う</sup>受けない <sup>けんり</sup>権利を <sup>も</sup>もっている。

<sup>ぼうりよく</sup>暴力を受けたとき、<sup>う</sup>子どもは <sup>たす</sup>助けを <sup>もと</sup>もとめることができるんだ。

そのことを、<sup>う</sup>子どもたちに <sup>ほうほう</sup>いろいろな方法を使って <sup>つか</sup>どんどん <sup>し</sup>知らせること。

そして、<sup>な</sup>なにかあれば <sup>そうだん</sup>相談したり、<sup>すぐ</sup>すぐに <sup>ライン</sup>LINEなどの<sup>SNS</sup>SNSや<sup>でんわ</sup>電話で「<sup>たす</sup>助けて!」  
と <sup>つた</sup>伝えることができる <sup>しくみ</sup>しくみをつくること。

⑧ <sup>あんしん</sup>安心・<sup>あんぜん</sup>安全な「<sup>いばしょ</sup>いばしょ」、<sup>う</sup>子どもが <sup>いざ</sup>いざと <sup>いう</sup>いうとき <sup>すぐ</sup>すぐに <sup>ひなん</sup>ひなん <sup>できる</sup>できる <sup>ばしょ</sup>場所  
を <sup>た</sup>たくさんつくること。

<sup>ちいき</sup>地域の中、<sup>う</sup>子どもが <sup>じぶん</sup>自分で <sup>い</sup>行くことができる <sup>ところ</sup>ところにつくること。

子どもの <sup>SOS</sup>SOS(こまった、<sup>たす</sup>助けて、<sup>どう</sup>どうしたらいい)を <sup>し</sup>しっかりと <sup>う</sup>受けとめることができる <sup>おとな</sup>おとなを <sup>ちいき</sup>地域に <sup>ふ</sup>ふやすこと。

#### (どんなことができるか)

・子どもへの<sup>ぼうりよく</sup>暴力は、<sup>ばしょ</sup>どんな場所でも、<sup>かたち</sup>どんな形でも <sup>ゆる</sup>ゆるされないことを、<sup>ほうりつ</sup>いろいろな法律などに  
きちんと<sup>か</sup>書く。

みんなに <sup>し</sup>知ってほしい <子どもの<sup>けんり</sup>権利を <sup>しゃかい</sup>社会で<sup>まも</sup>守るために <sup>ひつよう</sup>必要なこと>

#### 4. 子どもの<sup>こゑ</sup>声を <sup>き</sup>きいて、子どもと <sup>いっしょ</sup>いっしょに<sup>こうどう</sup>行動していく

⑨ 子どもには、自分の<sup>じぶん</sup>気持ちや<sup>きも</sup>意見を <sup>いけん</sup>まわりに <sup>つた</sup>伝えたり、グループをつくったり、<sup>しゃかい</sup>社会に <sup>さんか</sup>参加する力と <sup>けんり</sup>権利があるんだ。

そのことを <sup>おとな</sup>おとなが <sup>よく</sup>よくわかって <sup>こうどう</sup>行動すること。

そして、子ども<sup>じしん</sup>自身が <sup>も</sup>もっている力<sup>ちから</sup>を <sup>じゅうぶん</sup>じゅうぶん <sup>つか</sup>使うことができる <sup>しくみ</sup>しくみをつくらせていくこと。

⑩ 子どもの<sup>こゑ</sup>声を <sup>きく</sup>きく <sup>しくみ</sup>しくみが <sup>いきる</sup>活きるように、子どもが <sup>こゑ</sup>声を出しやすい <sup>ふんいき</sup>雰囲気をつくらせたり、子どもが <sup>いけん</sup>意見を <sup>い</sup>言うための <sup>きょうりやく</sup>協力を <sup>したり</sup>したりすること。

#### (どんなことができるか)

・<sup>がっこう</sup>学校や <sup>しせつ</sup>しせつの <sup>ルール</sup>ルールなどについて、その <sup>がっこう</sup>学校・<sup>しせつ</sup>しせつを <sup>つか</sup>使っている子どもが <sup>いけん</sup>意見を <sup>い</sup>言えるように <sup>しくみ</sup>しくみをつくる。

・<sup>おとな</sup>おとなが <sup>こゑ</sup>子どもの声を <sup>う</sup>受けとめ、それを <sup>しゃかい</sup>社会に <sup>つた</sup>伝えて、子どもの <sup>こま</sup>困っている <sup>じょうきょう</sup>状況を <sup>か</sup>変えるような <sup>しくみ</sup>しくみをつくる。

とくに、<sup>いけん</sup>意見を <sup>う</sup>うまく <sup>い</sup>言えない子ども、<sup>いけん</sup>意見を <sup>い</sup>言っても <sup>しかた</sup>しかたがないと <sup>おも</sup>思っている子どもたちの <sup>こゑ</sup>声を <sup>しかり</sup>しっかり <sup>き</sup>きいて <sup>い</sup>いくように <sup>どりよく</sup>努力する。

・子どもが <sup>いけん</sup>意見を <sup>い</sup>言い、<sup>こうどう</sup>行動して <sup>いける</sup>いけるように <sup>する</sup>する。

たとえば、子どもが <sup>いそが</sup>忙しすぎて <sup>いけん</sup>意見を <sup>い</sup>言ったり <sup>こうどう</sup>行動したり <sup>する</sup>するための <sup>じかん</sup>時間が <sup>な</sup>なくならないように <sup>する</sup>する。



イラスト作  
石渡 夕里子 さん

みんなに <sup>し</sup>知ってほしい <子どもの<sup>けんり</sup>権利を <sup>しゃかい</sup>社会で<sup>まも</sup>守るために <sup>ひつよう</sup>必要なこと>

## 5. 子どもの<sup>けんり</sup>権利が <sup>まも</sup>守られているのか たしかめる しくみをつくる

① 子どものための「<sup>あた</sup>新しい<sup>きのう</sup>機能(しくみ)」を <sup>せいふ</sup>政府が つくること。

<sup>せいふ</sup>政府は、<sup>くに</sup>国にかかわることを <sup>かんが</sup>考えたり <sup>き</sup>決めたりする <sup>やくめ</sup>役目をもっている。

「<sup>あた</sup>新しい<sup>きのう</sup>機能(しくみ)」は

・<sup>せいふ</sup>政府とは <sup>き</sup>切り<sup>はな</sup>離れた <sup>せいふ</sup>ところにつくる。<sup>せいふ</sup>政府とは <sup>ちがう</sup>ちがう<sup>たちば</sup>立場で <sup>どくりつ</sup>独立したもの。

・<sup>くに</sup>今ある <sup>かんが</sup>国の <sup>き</sup>考えや <sup>き</sup>決めごとが <sup>にほん</sup>日本に <sup>す</sup>住んでいる <sup>こ</sup>すべての <sup>けんり</sup>子どもたちの <sup>まも</sup>権利を <sup>まも</sup>守っているかどうか <sup>ちえく</sup>チェックする。

・<sup>まも</sup>守られて <sup>くに</sup>いないときには、<sup>かんが</sup>国の <sup>き</sup>考えや <sup>き</sup>決めごとを <sup>か</sup>変えるように <sup>せいふ</sup>政府や <sup>こっかい</sup>国会に <sup>いけん</sup>意見を <sup>い</sup>言う。

② <sup>けんり</sup>権利を <sup>まも</sup>守られていない <sup>こども</sup>子どもが <sup>あんしん</sup>安心して <sup>たす</sup>「助けて!」と <sup>いえる</sup>言える ように <sup>しくみ</sup>しくみをつくること。

そのために、<sup>どくりつ</sup>独立した「<sup>あた</sup>新しい<sup>きのう</sup>機能(しくみ)」を <sup>とどうふけん</sup>都道府県や <sup>しちようそん</sup>市町村でも つくること。

「<sup>あた</sup>新しい<sup>きのう</sup>機能(しくみ)」の <sup>やくわり</sup>役割

<sup>こども</sup>子どもが <sup>だ</sup>出した <sup>エスオーエス</sup>SOSを <sup>う</sup>しっかりと <sup>こども</sup>受けとめて <sup>こども</sup>子どもと <sup>いっしょ</sup>いっしょに <sup>どうしたら</sup>「どうしたら <sup>よいか?</sup>よいのか?」を <sup>かんが</sup>考えて <sup>こうどう</sup>行動する。



イラスト作  
肥田野 純花 さん

(どんなことができるか)

・<sup>せいふ</sup>政府は、<sup>いけん</sup>子どもの意見をききながら「<sup>あた</sup>新しい<sup>きのう</sup>機能(しくみ)」をつくるようになる。

みんなに <sup>し</sup> 知ってほしい <子どもの<sup>けんり</sup> 権利を <sup>しゃかい</sup> 社会で守るために <sup>ひつよう</sup> 必要なこと>

## 6. 国や都道府県、市町村の<sup>き</sup> 決めごとをつくる <sup>かた</sup> やり方を <sup>か</sup> 変える

### <sup>き</sup> 決めごとや<sup>かんが</sup> 考え

「法律」は <sup>くに</sup> 国の <sup>き</sup> 決めごと

「条例」は <sup>とどうふけん</sup> 都道府県や<sup>しちようそん</sup> 市町村の <sup>き</sup> 決めごと

「政策」は <sup>くに</sup> 国(政府)が <sup>せいふ</sup> どんなことを <sup>き</sup> どんなふう <sup>ほうほう</sup> に やろうとしているのか <sup>かんが</sup> 方法と  
その <sup>かんが</sup> 考え

⑬ <sup>ほんとう</sup> 本当に役に立つ<sup>き</sup> 決めごとや<sup>かんが</sup> 考えをつくるために、<sup>にほん</sup> 日本に住んでいる <sup>すべ</sup> すべての  
子どもたちの <sup>けんり</sup> 権利が <sup>まも</sup> きちんと守られているかどうか、<sup>じょうほう</sup> 情報やデータを <sup>あつ</sup> 見つめる  
こと。

<sup>じょうほう</sup> 情報やデータを見ると、<sup>いま</sup> 今どうなっているのかを <sup>し</sup> 知ることができる。

よりよい<sup>あ</sup> 話し合いのために、<sup>じょうほう</sup> 情報やデータは <sup>まも</sup> 子どももおとなも <sup>あ</sup> 見ることが <sup>あ</sup> できるよ  
うに <sup>こうかい</sup> 公開すること。

(ただし、子どものプライバシーが <sup>まも</sup> 守られるように <sup>ちゅうい</sup> 注意をすること。)

⑭ <sup>かんけい</sup> 子どもに<sup>き</sup> 関係する<sup>かんが</sup> 決めごとや<sup>けんり</sup> 考えは、<sup>けんり</sup> 子どもの<sup>けんり</sup> 権利条約を <sup>もと</sup> もとにして <sup>つく</sup> つくること。

そのとき、<sup>ねん</sup> 年れいや<sup>く</sup> 暮らしの<sup>じょうたい</sup> 状態など、<sup>いろ</sup> いろんな <sup>こ</sup> 子どもたちから <sup>いけん</sup> 意見を <sup>し</sup> しっかり  
ききながら <sup>つく</sup> つくること。

<sup>き</sup> 決めごとや <sup>かんが</sup> 考えをつくと、わたしたちの <sup>せいかつ</sup> 生活の <sup>なか</sup> 中で <sup>けんり</sup> 子どもの<sup>けんり</sup> 権利を <sup>ど</sup> どの  
ように <sup>まも</sup> 守ることができるのか、<sup>き</sup> 決めごとや<sup>かんが</sup> 考えの <sup>あん</sup> 案を <sup>はつ</sup> 発表するとき、<sup>まも</sup> きちんと  
<sup>せつめい</sup> 説明すること。

⑮ <sup>くに</sup> 国・<sup>とどうふけん</sup> 都道府県・<sup>し</sup> 市区町村などの <sup>うご</sup> しくみを動かしている「<sup>ぎょうせい</sup> 行政」や <sup>じつこう</sup> しくみの<sup>じつこう</sup> 実行に  
かかわる「<sup>きかん</sup> 機関」が、子どもたちも <sup>ふくむ</sup> ふくむ <sup>しみん</sup> 市民や<sup>だんたい</sup> 団体と <sup>きょうりよく</sup> 協力しながら、<sup>けんり</sup> 子ども  
の <sup>けんり</sup> 権利を守るために <sup>まも</sup> できることを <sup>かんが</sup> 考えて <sup>やっ</sup> やっていくこと。